

給水栓（畑かん）設置の申し込み期限が迫っています！

肝属中部地区の第七肝付地区で給水栓の設置を希望される方は、下記期限までに申し込みをお願いいたします。

【対象者】 肝属中部土地改良区受益地内の第七肝付地区（東迫、寺町ヶ丘、中村園、温泉ドーム周辺）に、ほ場を所有又は利用権設定を行っている方

【申し込み期限】 令和3年9月末

【申請等】 申請書の他、肝属中部地区（畑かん）給水栓設置施工同意書の提出が必要となります。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業振興課 畑かん対策係 ☎0994(65)8417
肝属中部土地改良区 ☎0994(45)7120



▲ 給水栓

地域農業のために活動する団体を支援します！

地域農業の維持や発展のため、地域が抱える問題を地域自らが解決するために活動する団体（営農活動推進団体）を支援します。

【営農活動推進団体の要件】

- 人・農地プランの作成地区の中で、持続的又は安定的な体制が構築されている組織（団体）
- 団体に関しての規約を制定し、団体名義の通帳により運営している組織（団体）
- 構成員が5名以上で、代表者及び役員を選出している組織（団体）



【支援金額及び内容】

農地集積や農作業受託、営農活動研修会などの事業計画を策定し、承認された団体へ10万円を助成します。なお、助成後3年間は活動報告が必要となります。事業計画の策定につきましては、お気軽にご相談ください。

【申請期限】 令和3年8月31日

【お問い合わせ先】 農業振興課 農政係 ☎0994(65)8417

畑かんの水で新たに露地野菜に取り組んでみませんか？

肝属中部畑かん受益地内で、新規に露地野菜を生産・販売する農家のみなさまを支援します。

- 【対象者】
1. 農業者、農業者組織、任意組織、法人
 2. 販売先が確保又は検討されていること
 3. 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと

- 【対象品目】 対象者が新規に取り組む作付面積20a以上の露地野菜で、以下の品目
1. ばれいしょ、さといも、ごぼう、ブロッコリー、キャベツ、人参、生姜
 2. その他、事前審査で認められた品目

【補助額】 最長2年間の補助制度で、作付1年目に10万円、2年目に5万円補助します。

【申請等】 8月20日までに事業実施計画書のほか、新規品目や農地面積を確認できるものなど、書類の提出が必要です。

まずは、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】 農業振興課 農政係 ☎0994(65)8417



新規参入者・後継者へ助成します！

肝付町の将来の農業を担う新規参入者及び農業後継者へ一人あたり50万円を助成し、地域の農業を支える担い手農家を育成します。助成対象者は、6月末現在で経営を開始してから1年以上3年以下の就農実績がある者などいくつかの条件があり、申請書類の提出が必要です。

審査会での審査後、助成金の交付又は不交付を決定します。詳細は、町ホームページ又は農業振興課へお問い合わせください。

【申請書類の提出期限】 8月31日

【お問い合わせ先】 農業振興課 農政係 ☎0994(65)8417



農地の貸し借りは農地バンクへ

鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構）は、市町村等と連携して、農地を貸したい人（農地の所有者）と農地を借りたい人（担い手等）をつなぎ、農地の貸し借りを調整します。どうぞ、ご活用ください。

【お問い合わせ先(申し込み先)】

農業振興課 農政係
☎0994(65)8417
鹿児島県地域振興公社
(鹿児島県農地中間管理機構)
☎099(223)0223